

第 20 号議案

桶川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

桶川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年桶川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の太線で囲まれた部分に改める。

改正前							改正後							
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）							
勤務 年数 階級	5年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以上	勤務 年数 階級	5年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上
	団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円		979,000 円	団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副分団 長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	副分団 長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部長及 び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	部長及 び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。